

行政不服審査法関連3法の概要

行政不服審査法（平成26年法律第68号）

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）

行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）

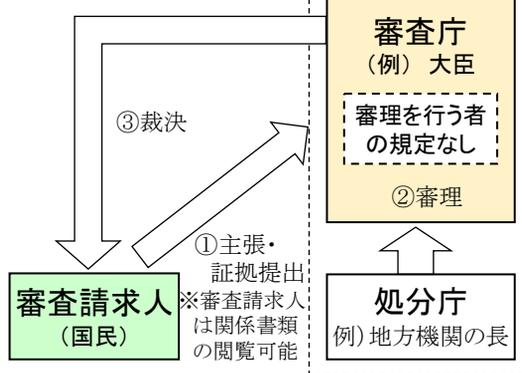
処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、関連法制度の整備・拡充等を踏まえ、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しを行った。

行政不服審査法（公布後2年以内に施行）

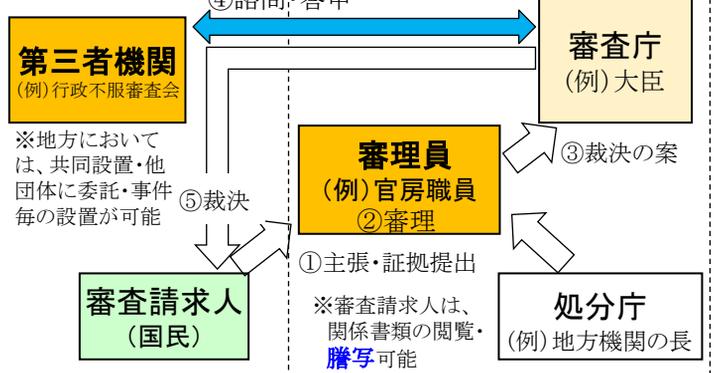
○審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

- ・ 処分に関与しない職員（審理員）が両者の主張を公平に審理
- ・ 有識者から成る第三者機関が大臣等（審査庁）の判断をチェック

《現状》



《改正後》



○不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

- ・ 「異議申立て」手続は廃止し、手続保障の水準が向上
- ※不服申立てが大量にされる処分等については「再調査の請求」（選択制）を導入

○審査請求をすることができる期間（審査請求期間）を3か月に延長（現行60日）など

※法律施行5年経過後に法律の見直しを検討

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同上）

○行政不服審査法の特例等を定める361法律について、行政不服審査法と同等以上の手続水準の確保を基本に、個別法の趣旨を踏まえ改正

- ・ 不服申立前置（不服申立てを経なければ出訴できないとする定め）の廃止・縮小 など

行政手続法の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）

○事後救済手続を定める行政不服審査法の改正に併せ、国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備

- ・ 処分等の求め（書面で具体的な事実を摘示して一定の処分又は行政指導を求める制度）
- ・ 行政指導の中止等の求め（違法な行政指導の中止等を求める制度） など

行政手続法の改正の概要

○ 不服申立ては、行政処分により不利益を受けた場合に行政に不服を申し出る仕組みであるが、それ以外にも以下のような場合を、法律上の仕組みとして位置付けた。

〔見直し内容〕

(1) (法令違反の事実を発見すれば) 是正のための処分等を求めることができる。(第36条の3)

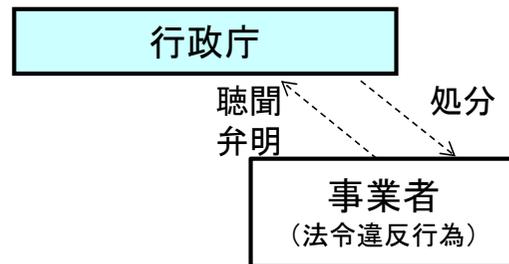
・国民が、法律違反をしている事実を発見した場合に、行政に対し適正な権限行使を促すための法律上の手続を定めるもの

(2) (法律の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合に) 中止等を求めることができる。(第36条の2)

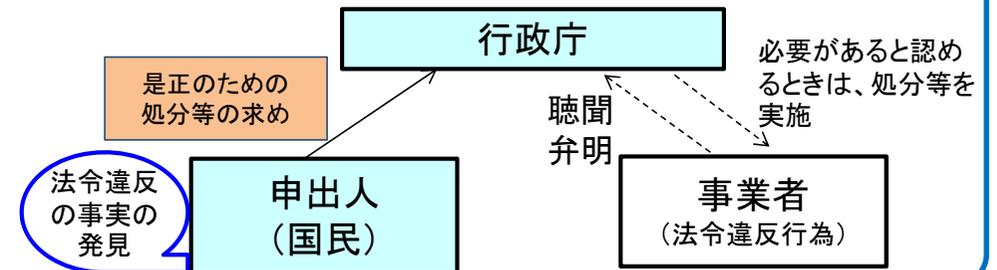
・法律に基づく行政指導を受けた事業者が、行政指導が法律の要件に適合しないと思う場合に、行政に再考を求める申出を法律上の手続として位置付けるもの

《現行制度》

(1) 一定の処分を求める申出



《改正後》



(2) 行政指導に対する是正の申出

